〇災害対策特別委員会

·衆議院議員提出法律案(一件)

番 3 号 を改正する法律案 豪雪地帯対策特別措置法の一部 件 名 **委員長** 災害対策特別 (四、三三二) 三二二二 三二二二 (月日) 四 月子備送付 깩 本院へ 提出 委員会付託 三、一二 三、二五 三、二七 。 予) 参 委員会議決 本会議議決 委員会付託 委員会議決 本会議議決 可 諓 決 可 院 決 衆 諓 可 III' I II 院 決 備

考

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第三

Ē.

要旨

ものであり、その主な内容は次のとおりである。
「は応じた豪雪地帯対策を推進するとともに、特別豪雪地帯におけいの促進に関し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯におけいがでいた豪雪地帯対策を推進するため、道府県豪雪地帯対策基本に応じた豪雪地帯対策を推進するため、道府県豪雪地帯対策基本に応じた豪雪地帯対策を推進するため、道府県豪雪地帯対策基本

できるものとする。
かしつつ、その活性化に資するよう道府県計画を定めることが一、豪雪地帯に係る道府県の知事は、地域における創意工夫を生

ついて特別の配慮をするものとする。実施に関し、必要な資金の確保等に努めるとともに、地方債に一二、国は、豪雪地帯対策基本計画及び道府県計画に基づく事業の

関する試験研究体制の整備の促進等のため、国及び地方公共団雪のための利用の促進、豪雪地帯に適した産業の育成、利雪に流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融三、克雪住宅の普及促進、積雪期における住民の健康増進及び交

体は適切な配慮をするものとする。

五、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対とができる期間を平成十四年三月三十一日まで延長する。四、特別豪雪地帯における基幹道路の改築を道府県が代行するこ

十三年度まで延長する。する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を平成する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を平成

委員長報告

経過及び結果を御報告申し上げます。正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査のただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域における法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及別豪雪地帯における基幹道路の整備の特別では、まるいでででである。

どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案 委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。を十年間延長しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。